



2025年12月22日

三島信用金庫

《御殿場市への移住・定住者対象》金利優遇住宅ローンの取扱い開始について ～御殿場市・三島信用金庫連携企画～

平素より三島信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、御殿場市と三島信用金庫は、連携企画として、御殿場市への移住・定住者を対象とした金利優遇住宅ローンの取扱いを開始いたします。本企画では、地域活性化および「良好な住環境の普及促進」に取り組むことを目的としています。

記

1. 取扱い開始日

2026年1月1日（木）

2. 商品内容

御殿場市へ移住・定住する方が、対象となる補助事業の交付を受けることで、一律 0.05% の金利優遇を受けることができます。他の優遇を合わせることで、最大 0.75% の金利優遇を受けることができます。

※詳細はチラシをご確認ください。

《対象となる補助事業》

- ・御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金
- ・御殿場市ふるさと就業奨励金
- ・移住・就業支援事業費補助金
- ・御殿場市空き家活用等支援事業費補助金（空き家等活用改修等補助事業）
- ・御殿場市空き家等リノベーション事業費補助金

以上

【本件に関するお問い合わせ】

マーケティング戦略部

電話番号：0120-608-386

受付時間：平日 9:00～17:00

『御殿場市にお住まい』をお考えの方に贈る

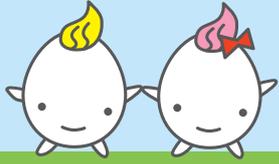
金利優遇

住宅ローン

御殿場市
三島信用金庫
連携企画

金利適用期間 / 2026年1月1日(木) ~ 2026年3月31日(火)

御殿場市キャラクター
ごてんばこめこ
© 御殿場市



さんしん
キャラクター
みゆうくん



御殿場市と三島信用金庫が、御殿場市への移住・定住の促進や空き家活用など「良好な住環境の普及推進」に協働で取り組むことを目的に、

御殿場市の補助金等の交付を受ける方を対象に金利優遇する住宅ローンです。

※対象となる補助金等については裏面を参照ください。

優遇金利 住宅ローン

日本銀行の金融政策変更に伴い、適用金利は変更する場合があります。 ※2025年12月現在

適用金利	「優遇金利」適用後	「優遇金利」適用後	御殿場市の住宅に関する補助金交付を受ける方の最下限金利
変動金利型	年1.675%	年0.975%	年0.925% お借入日時時点の金利が適用されます。
固定金利期間10年	年2.500%	年1.800%	年1.750% ご融資決定時点の金利がお借入日に適用されます。

一般のお客さま

最大 **-0.70%** 優遇

子育て・若年層夫婦優遇	さんしんお取引優遇	適用金利より
20歳未満のお子さまがいらっしゃる方(妊娠中の方を含む)※ または夫婦いずれかが40歳未満の方	① 公共料金自動振替 (3項目以上) ② 給与振込契約 ③ インターネットバンキング契約 ④ 当庫所定のクレジットカード契約 ⑤ 当庫所定のカードローン契約 ⑥ 公式アプリのダウンロードと口座登録 ⑦ 提携先ペイメント業者 (PayPay等)との当庫口座登録 ⑧ 定期積金契約100万円以上 (自動振替)	-0.20% -0.10% -0.05% -0.05% -0.025% -0.025% -0.05%
自己資金保有優遇		
保有自己資金が住宅ローン借入金額の5%以上ある方 ※自己資金…預金および上場株式(時価)		-0.10%

さらに

御殿場市の住宅に関する補助金交付を受ける方

御殿場市連携企画 金利優遇

-0.05% 優遇

最大 **-0.75%** 優遇

※子育て優遇をお申込みの際には、「マイナンバーカード等お子様との関係がわかる書類」のご提示をお願いします。(妊娠中の方は、母子手帳を提示してください。)

御殿場市で新規開業された方を応援!

中小企業向け県制度融資

開業パワーアップ支援資金



詳しくはこちら!

融資利率 **1.00%**
(融資利率1.50% - 特別優遇0.50%)

対象 静岡県制度資金「開業パワーアップ」
または「開業パワーアップS」の利用対象の方

・創業から5年以内で御殿場市内に主たる店舗、工場または事業所を設けた者、または、現に市内にこれらの施設を有する方。
(但し、令和4年4月1日以降創業者。個人から法人化も除く。)
・詳しくは御殿場市商工会へお問い合わせください。

【御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金】を利用すると、12ヵ月分の利子補給率が1.00% ※ただし、静岡県制度資金「開業パワーアップ」は静岡県信用保証協会の保証が必要であり、別途保証料がかかります。

くわしくは、営業店までお気軽に。
www.mishima-shinkin.co.jp/

三島信用金庫



【住宅ローン金利優遇の対象となる御殿場市の補助事業】

御殿場市ふるさと就業奨励金

UIターンなど御殿場市への移住者の就業及び定住を奨励することで、企業等の人材確保を図るとともに、人口の増加を促進し、「ふるさとごてんば」としての地域づくりを強力に推進するため、御殿場市での就業及び定住を希望する移住者に対し、奨励金を交付します。

支給金額

区分	奨励金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の者1人につき100万円を加算

※御殿場市移住・就業支援事業補助金交付要綱(令和元年5月27日。告示第37号)の規定に基づき補助金の交付を受ける場合の奨励金の額は、それぞれ2分の1の額とします。

※18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいいます。

さらに

「御殿場市ふるさと就業奨励金」の交付を受けた人に対し、御殿場市デジタル地域通貨「富士山Gコイン」を付与します。

※一世帯当たり30,000ダラー(30,000円相当)＋世帯構成員1人当たり10,000ダラー(10,000円相当)

※上限は100,000ダラー(100,000円相当)とする。

問い合わせ先／商工振興課
TEL.0550-82-4683



詳細はこちら

移住・就業支援事業費補助金

東京圏からの移住(UIターン)の促進及び中小企業等の人材確保対策を目的として、東京23区の在住者又は東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住で23区への通勤者が、御殿場市内に移住し、静岡県が選定した中小企業等に就職した場合、補助金を支給します。

支給金額

区分	支援金の額
単身で移住の場合	60万円
2人以上の世帯で移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の者1人につき100万円を加算

※世帯とは、移住前と移住後において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。

問い合わせ先／商工振興課
TEL.0550-82-4683



詳細はこちら

空き家活用等支援事業費補助金

空き家を有効に活用することにより、居住環境の整備改善や地域の活性化を図るため、下記対象空き家のリフォームや建替え、除却工事を実施する方に対し、補助金を交付します。

支給金額

空家等活用改修等補助事業

対象施設…御殿場市の空き家バンクに登録されている空き家(居宅)

補助額…工事費の1/3(上限額50万円)

※中学生未満の子がいる世帯である

移住者の場合は、

工事費の1/2(上限額80万円)

問い合わせ先／建築住宅課
TEL.0550-82-4229



詳細はこちら

空き家等リノベーション事業費補助金

市空き家バンクやその他市が連携する物件情報媒体で空き家を購入・賃貸し、リフォームや建替えをして下記地域活性化施設として利用する場合、その工事費の一部を助成します。

支給金額

対象施設…◆宿泊施設または交流施設 ◆サービス業等の店舗
◆シェアオフィスやコワーキングスペースなど
二地域居住または新しい働き方の実現に資する施設
◆その他市のにぎわい創出及び地域活性化に資するものとして市長が認める施設 など

補助率…2/3(上限額100万円)

※建物の一部のみを購入

または賃貸し使用の場合は50万円)

問い合わせ先／建築住宅課
TEL.0550-82-4229



詳細はこちら